く対策のポイント>

東日本大震災により被害を受けた漁業者等の復旧・復興に必要な資金が円滑に融通されるよう、**保証保険機関が引き受けた債務保証等にかかる代位弁済等に必要な経費を助成**します。

<政策目標>

我が国水産業において重要な位置を占める被災地の水産業の早期復興「令和12年度まで]

く事業の内容>

く事業イメージン

1. 求償権償却経費助成事業

本事業による保証が代位弁済事故となった場合、**求償権行使後の求償権償** 却額について、農林漁業信用基金負担部分(90%、80%又は70%)の 100%、漁業信用基金協会負担部分(10%、20%又は30%)の70%、85%又は90%を助成します。

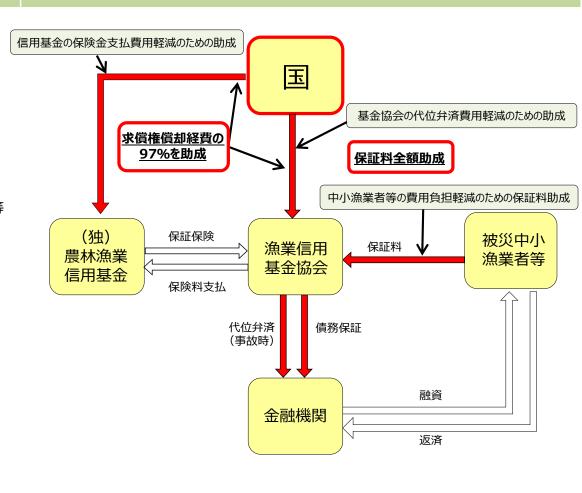
※新規の保証引受については、原子力災害による影響を依然として受けている漁業者等

2. 保証料助成事業

本事業による**漁業者・漁協等の負担する保証料を全額助成**します。 (保証枠) 2 4 億円

<事業の流れ>





[お問い合わせ先] 水産庁水産経営課(03-6744-2346)